居宅訪問型児童発達支援

平成30年度報酬単価

居宅訪問型児童発達支援

988 単位 新設

居宅訪問型児童発達支援

平成30年度報酬単価

		_
専門職員が支援を行う場合	679 単位	新設
児童発達支援管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	新設
5月以上連続して減算の場合	50 %	新設
通所支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	新設
3月以上連続して減算の場合	50 %	新設
特別地域加算	15 %	新設
通所施設移行支援加算	500 単位	新設
利用者負担上限額管理加算	150 単位	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(1)	7.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(III)	3.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(IV)	(III)の90%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)	(III)の80%	新設
※(IV)と(V)は将来的に廃止		新設
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %	新設